

## 第3回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和5年9月20日（水）【午前10時03分開会】

1. 開催日時 令和5年9月20日（水）午前10時03分から午前11時20分

2. 開催場所 壬生町役場 101会議室

3. 出席委員 10人

会長 10番 大橋 好一

会長職務代理者 8番 琴寄 成人

委員 1番 早乙女春香 2番 安納 一雄 3番 高橋 宏治 4番 刀川 正己

5番 鯉沼 玲子 6番 大関 孝男 7番 葭葉 孝男 9番 木野内佳代子

4. 参集推進委員

戸崎裕司推進委員 鈴木進吉推進委員

5. 議事日程

開 会

議事録署名委員の指名

会議書記の指名

日程第1 会務報告について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について

日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について

日程第5 議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について

日程第6 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の件について

日程第7 報告第2号 農地法第4条の規定による届出の件について

日程第8 報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について

その他 事務連絡

閉 会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田中貴子 副主幹兼農地調整係長 宇賀神 尚、 主任 齋藤純一

主任 松本ひなた

## 7. 会議の概要

令和5年9月20日（水）【午前10時03分開会】

- 局長 定刻をすぎましたので、ただ今より第3回壬生町農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は9名で木野内委員が遅れるという事です。また、戸崎裕司推進委員、鈴木進吉推進委員にも出席をいただいております。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

- 会長 改めましておはようございます。皆様方には、稲刈り等も始まり大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、戸崎推進委員、鈴木推進委員お二方にも出席をいただきましてありがとうございます。

各地区で農地パトロールを行っていただいております。大変ありがとうございます。現状を見たところ解消したところも若干あるようですが、なかなか解消が困難というところも多く見受けられます。これからは発生防止に力を入れることが必要かなと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。また最近9月になって、新型コロナのワクチン接種の通知が届いていることと思いますが、すぐにワクチン接種をお願いしまして、今また流行っているようですので、それぞれ自己責任の中でコロナにかからないような対策をとっていただければと思います。また、今朝の下野新聞に、中泉の新産業団地の件で、県の認可になったという記事が載っていました。先日には壬生のパーキングエリアにスマートインターが許可になったという事で、益々の壬生町の活性化の兆しが見えているかと思っております。我々も元気なうちに実現したところを見て、利用していければと思っております。本日は日程のとおり各項目ございますので、皆様方に慎重審議をしていただければと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

- 局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、3番 高橋 宏治 委員、4番 刀川 正己 委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記は、事務局職員の 宇賀神 係長を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いします。

●局長 会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

8月28日(月) 市町農業委員会会長、事務局長会議及び懇親会が、宇都宮市 ニューみくらで行われ、大橋好一会長と私が出席いたしました。

9月4日(月)「地域計画(目標地図)」研修会が、栃木市 とちぎ岩下新生姜ホールで行われ、大橋好一会長 以下、19名と宇賀神尚係長と私が出席いたしました。

9月6日(水) 壬生丁、車塚地区の農地パトロールを、大橋好一会長、戸崎裕司推進委員、宇賀神尚係長が行いました。

9月9日(土) 新規就農相談会が宇都宮市 とちぎアグリプラザで行われ、早乙女春香農業委員、齋藤純一主任が出席いたしました。

9月13日(水) 上稲葉、七ツ石地区の農地パトロールを、琴寄成人職務代理、大橋和枝推進委員、早乙女和弘推進委員と宇賀神尚係長が行いました。

また同日、福和田地区の農地パトロールを、安納一雄農業委員、大橋肇推進委員と松本ひなた主任が行いました。

さらに同日、大師町、表町、元町地区の農地パトロールを、早乙女春香農業委員、荒川広文推進委員と齋藤純一主任が行いました。

さらに続けて同日、羽生田地区の農地パトロールを、木野内佳代子農業委員、高山ゆき子推進委員と宇賀神尚係長が行いました。

9月15日(金) 農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、役場101会議室と現地で行われ、刀川正己農業委員、大関孝男農業委員、木野内佳代子農業委員、戸崎裕司推進委員、鈴木進吉推進委員、事務局より宇賀神尚係長、齋藤純一主任と私が出席いたしました。

9月17日(日)藤井地区の農地パトロールを、大橋好一会長、早乙女春香農業委員、葭葉孝男農業委員、葭葉進推進委員、荒川広文推進委員、鈴木進吉推進委員と齋藤純一主任が行いました。

以上になります。

○議長 ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

---

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (宇賀神農地調整係長)

それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、9月5日締め切りの時点で、2件の申請がございましたので順番にご説明いたします。

第1項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (下野市) 自作地 73㌥ 貸付地 71㌥  
譲受人 \_\_\_\_\_ (下町) 自作地 351㌥ 借受地 19㌥  
貸付地 81㌥

(土地の表示)

壬生町大字上稲葉字 \_\_\_\_\_ 番 田 1229㎡  
売買による所有権移転 \_\_\_\_\_ 円/10a 稼働6人

第2項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (前宿坪) 自作地 90㌥ 貸付地 29㌥  
譲受人 \_\_\_\_\_ (前宿坪) 自作地 172㌥ 借受地 21㌥

(土地の表示)

壬生町大字藤井字 \_\_\_\_\_ 番 田 499㎡

壬生町大字藤井字_____番	田	264㎡
	合計	763㎡
売買による所有権移転 _____円、_____円		
	稼働1人	

以上、第1項・2項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件について、申請書及び添付書類及び農地台帳等により確認いたしました。いずれも要件を満たしておりました。説明は以上です。

- 議長     ありがとうございました。それでは、第1項案件を議題といたします。  
           ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。  
           なお、本案件は、\_\_\_\_\_委員の親族が譲受人となる事案です。農業委員会法第31条の規定のより、議事参与が制限されます。  
           \_\_\_\_\_委員は、当該事案の議事にあたり退席することになります。

- 議長     それでは、\_\_\_\_\_委員は退席をお願いいたします。

(\_\_\_\_\_委員 退席)

- 議長     それでは5番 鯉沼 玲子 委員

●5番 鯉沼 玲子 委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号第1項の案件について、去る9月14日に、譲渡人 \_\_\_\_\_氏、譲受人 \_\_\_\_\_氏立会いのもと、高橋宏治農業委員、大橋和枝推進委員とともに、現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。

- 議長     ありがとうございました。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。  
\_\_\_\_委員は、席にお戻りください。

(\_\_\_\_委員 着席)

○議長 次に第2項案件を議題といたします。先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 早乙女 春香 委員

●1番 早乙女 春香 委員 (2項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号第2項案件について、去る9月17日に、譲受人 \_\_\_\_\_氏立会いのもと、安納一雄農業委員、鈴木進吉推進委員とともに、現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (宇賀神農地調整係長)

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」、9月5日締め切りの時点で、6件の申請がございましたので順にご説明いたします。

第1項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (栃木市)

譲受人 \_\_\_\_\_ (北原)

(土地の表示)

壬生町大字羽生田字 _____ 番	畑	5 3 4 m <sup>2</sup>
壬生町大字羽生田字 _____ 番	畑	6 7 2 m <sup>2</sup>
壬生町大字羽生田字 _____ 番	畑	1 2 2 m <sup>2</sup>
	合計	1 3 2 8 m <sup>2</sup>

資材置場、作業場及び業務用車両の駐車場 売買による所有権移転

第2項

賃貸人 \_\_\_\_\_ (下表町)

\_\_\_\_\_ (栃木市)

\_\_\_\_\_ (中表町)

\_\_\_\_\_ (下横町)

\_\_\_\_\_ (上表町)

賃借人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_ (栃木市)

(土地の表示)

壬生町大字壬生乙字 _____ 番	田	4 8 5 m <sup>2</sup>
壬生町大字壬生乙字 _____ 番	田	4 8 5 m <sup>2</sup>
壬生町大字壬生乙字 _____ 番	田	4 8 5 m <sup>2</sup>
壬生町大字壬生乙字 _____ 番	田	4 8 5 m <sup>2</sup>
壬生町大字壬生乙字 _____ 番	田	7 7 6 m <sup>2</sup>
壬生町大字壬生乙字 _____ 番	田	2 2 4 m <sup>2</sup>
壬生町大字壬生乙字 _____ 番	田	9 7 1 m <sup>2</sup>
壬生町大字壬生乙字 _____ 番	田	9 7 1 m <sup>2</sup>
壬生町大字壬生乙字 _____ 番	田	9 7 1 m <sup>2</sup>
	合計	5 8 5 3 m <sup>2</sup>

砂利採取及び表土堆積場 1年間の賃借権の設定

第3項

賃貸人 \_\_\_\_\_ (助谷)  
 \_\_\_\_\_ (東原)  
 \_\_\_\_\_ (東原)  
 \_\_\_\_\_ (東原)

賃借人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_ (下野市)  
 (土地の表示)

壬生町大字福和田字 _____ 番	畑	9 1 2 m <sup>2</sup>
壬生町大字福和田字 _____ 番	畑	9 3 2 m <sup>2</sup>
壬生町大字福和田字 _____ 番	畑	4 3 . 8 7 m <sup>2</sup>
壬生町大字福和田字 _____ 番	畑	2 3 3 . 7 8 m <sup>2</sup>
	合計	2 1 2 1 . 6 5 m <sup>2</sup>

園芸用土採取及び搬出入路 1年間の賃借権の設定

第4項

賃貸人 \_\_\_\_\_ (旭町)

賃借人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_ (東京都)

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲字 \_\_\_\_\_ 番 畑 7 9 3 m<sup>2</sup>

太陽光発電設備敷地 20年間の賃借権の設定

第5項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (今井)

賃借人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_ (千葉県)

(土地の表示)

壬生町大字壬生乙字 \_\_\_\_\_ 番 畑 9 7 1 m<sup>2</sup>

太陽光発電設備敷地 売買による所有権移転

第6項

貸 人 \_\_\_\_\_ (上田)

借 人 \_\_\_\_\_ (至宝町北)

(土地の表示)

壬生町大字安塚字 \_\_\_\_\_ 番 畑 2 9 4 m<sup>2</sup>

自己用住宅敷地 30年間の使用賃借権の設定



説明は以上になります。

- 議長 　ただ今の事務局の説明に関連して、この件については去る9月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の4番 刀川正己 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●4番 刀川 正己 委員（1項案件について報告）

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、9月15日 金曜日に私と、木野内佳代子農業委員、大関孝男農業委員、戸崎裕司推進委員、鈴木進吉推進委員、田中貴子事務局長、宇賀神尚係長、齋藤純一主任の8名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から北に約150mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、関東圏内で個人の\_\_\_\_\_を営んでおり、事業で使用する資材等は現場近くで保管しておりますが、残りの資材は知人の土地を借り保管している状況とのことです。今後、資材置場や作業スペースを兼ねた事業の拠点が必要となることから今回の申請に至ったとのことです。申請地は、自宅の隣接地であり十分な面積を確保できることから最適地として選定したとのことです。給水・排水はなく、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金\_\_\_\_\_万円は、自己資金で対応します。

以上のことから、第1種農地ではありますが、周辺地域において居住する者の業務上必要な施設であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

- 議長 　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明と、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

- 議長 　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案の通り決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●4番 刀川 正己 委員(2項案件について報告)

次に第2項案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から北西に約400mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によると、申請地は豊富な埋蔵量を誇る思川流域にあり、良質な陸砂利が算出していることから選定したとのことであります。最大10mの掘削を予定しております。事業資金\_\_\_\_\_万円については自己資金で対応します。栃木県知事あてに、砂利採取計画の認可申請書が提出されております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、砂利採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離、保安角度、掘削の深さを守る事について厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明と、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案の通り決定いたしました。本案件については、9月28日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●4番 刀川 正己 委員(3項案件について報告)

次に第3項案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から東に約100mに位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によると、農地から1m、道路から2m、南側の農地及び雑種地については5mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大3.3mを掘削し、保安角度を45度とする計画になっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土については自社ストックヤードから調達予定であります。事業資金は自己資金で対応します。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離、保安角度、掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明と、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案の通り決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●4番 刀川 正己 委員(4項案件について報告)

次に第4項案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から北に100mに位置する農地で、第2種農地に

該当します。

事業計画書によると、申請地は、適正な面積、日照量を確保することが出来るため、最適地として選定したとのことです。550ワットのパネル134枚、合計出力73.7キロワットの太陽光発電設備を予定しております。事業資金約\_\_\_\_万円は自己資金で対応します。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性もないため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいま事務局説明と、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようなので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

- 議長 続いて5項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●4番 刀川 正己 委員(5項案件について報告)

次に第5項案件についてご報告します。

申請地は、県道宇都宮栃木線\_\_\_\_\_から南西に450mに位置する農地で、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、申請地は、適正な面積、日照量を確保することが出来るため、最適地として選定したとのことです。185ワットのパネル528枚、合計出力97.68キロワットの太陽光発電設備を予定しております。事業資金約\_\_\_\_\_万円は自己資金で対応します。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性もないため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいま事務局説明と、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 私の方から一ついいですか。

この取得費は、だいたい一反歩で100万円。この辺はソーラーが多いんですが、だいたいそんなものなんですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

他の案件も調べたのですが、1500㎡あると140万円、1反歩、約100万から110万円ほど。700㎡とかですと60万から70万円なので、この価格というのは、相場の価格だと思います。

○議長 資料には価格は載っていないのですが、前に極端に高い案件があったので、そこに近い場所だと思ったので。わかりました。相場という事ですね。

○議長 それでは採決いたします。議案第2号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第5項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて6項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●4番 刀川 正己 委員(6項案件について報告)

次に第6項案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から西に約400mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、町内で夫と子供と夫の祖母と生活していますが、子供の成長に伴い、現在の住まいが手狭になることから戸建住宅の建築を検討していました。実家近くで条件に合う土地が見つからず、申請人の父から土地を提供してもらえこととなり今回の申請に至ったとのこと。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は公共下水道に接続、雨水は敷地内 自然浸透処理の予

定です。なお、事業資金\_\_\_\_\_万円は、金融機関からの融資で対応します。  
また開発許可については県 都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから、第1種農地ではありますが、集落に接続して設置される一般住宅であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいま事務局説明と、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようなので、それでは採決いたします。議案第2号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第6項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

---

○議長 次に日程第4 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (宇賀神農地調整係長)

それでは議案第3号、「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」、9月5日締め切りで1件の申請がございましたので、ご説明いたします。

第1項

貸貸人 \_\_\_\_\_ (中央)

賃借人 株式会社\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字助谷字\_\_\_\_\_番 畑 5702㎡

壬生町大字助谷字\_\_\_\_\_番 畑 674㎡

合計 6376㎡

園芸用土採取を目的として令和4年8月26日付で一時転用の許可を受けておりますが、今回、令和6年8月25日までの許可期間の延長を目的とした事業計画変更申請となっております。  
説明は以上です。

○議長 ただ今の事務局の説明に関連して、この件につきましては去る9月15日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 4番 刀川 正己 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●4番 刀川 正己 委員（1項案件について報告）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査結果をご報告いたします。

現地調査については、第5条の現地調査と同じ9月15日 金曜日に同じメンバーで調査いたしました。

第1項についてご報告します。

こちらの案件は、令和4年8月26日付で園芸用土採取のための一時転用の許可を受けております。理由書によると、天候不順等により、予定していた工事期間内に事業を完了することが出来ていない状況であることから、1年間の期間延長申請となっております。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明と、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

● 4 番 刀川 正己 委員

今の議案第3号の事業計画変更の件なのですが、保安角度が45度なのを、立会人は75度だと思っていて、かなり急だったのですが、指導して、責任者にも言っておいてほしいと言ってきたのですが、今までそのような75度といった例はないですね。

あと、現地調査の項目にはないのですが、前に許可したところの営農型の太陽光発電設備で、安塚の案件に立ち寄ってみたのですが、全然営農型という感じではなくて、荒れていて、雑草が東側の田んぼに覆いかぶさっていたり、道路側にもはみ出していたりして、かなり荒れていて全然営農型の感じがしなかったです。皆さんの意見をお願いします。

○議長 前回、宇賀神係長と見てきたのですが、草がひどくて、柱の間隔も狭くて、当然小さいトラクターか耕運機でもなくては入れない状況。あとかなり砂利が混ざっていました。残土を入れたような、そもそもそういう場所だったようですが。

営農計画は小豆か小麦という事ですが、小豆は当然蒔いていない、これから小麦を蒔くのに、草をどのように退治していくのか。そろそろ始めないと小麦を蒔いても草に負けてしまうのではないかと、その辺は見守っていく方向で、計画をどのように実行していくのか、皆さんの目で確認していくことが必要だと思います。

また来月の調査委員会で安塚方面があった場合や、件数が少なかった時があれば、その月の調査委員の方に見ていただく、みんなで見ていくことが必要だと思います。近くの南犬飼地区の委員さんもいますので、壬生町の農業委員会として見ておくことが必要だと思います。最終的には収穫の実績を見ていく。その業者も佐野の方で実績があるという事ですので、佐野市にも確認してもいいのではないのでしょうか。いろいろ手だてがあると思いますが、とりあえず3年間の中で、どのような実績を出せるか、そこは確認する必要があります。

草が生えるのは夏が多いし、小麦を蒔くのはこれからだから、その辺を確認していきましょう。

これからも営農型の太陽光発電設備の申請が出るかもしれないので、参考にしていければいいかなと思います。

もう一カ所、助谷にもあるのですが、そこはブルーベリー。まだ植えていないみたいですが。収穫するまでに3年くらいかかりますが、その辺の実績はどうするのか。まずは苗木を植えないと、始まらないので、計画通りやる気があるのか、ないのか。その辺も業者の方に確認は必要ですね。結論づけるのはまだ早いと思いますが、そのようなことでお願いいたします。



- 3番 高橋 宏治 委員  
業者はどこですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長  
\_\_\_\_\_です。

- 3番 高橋 宏治 委員  
知っています。比較的まともにやっている業者ですけどね。  
国の方でもソーラーシェアリングについて非常に問題視しています。何らかの手  
だてが近いうちに出る可能性はあるかも。

○議長 許可は出ちゃっているわけで、実際やっているわけですから、3年間の間に実  
績があれば。今のやり方がどうなんだというときに、国の方針が出れば、それに  
沿って対処しなければならないと思います。

- 4番 刀川 正己 委員  
今回見たことは、業者の方に指導するのですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長  
隣の田んぼに草がかぶさっており、所有者から苦情がくると思いますので、早  
急に連絡をいたします。

---

○議長 次に、日程第5 議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議  
題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の  
件について、事務局より説明をお願いいたします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、議案書8ペ  
ージ以降になります。利用権の設定等各筆明細に従いましてご説明いたします。

利用権の新規・賃借権分について、議案書の8ページ、1件、1筆、面積が  
2, 218㎡となっております。

次に利用権の再設定・賃借権分について、議案書9ページ、1件、3筆、面

積合計が3, 188㎡となっております。

次に議案書10ページ、利用権の再設定、使用貸借権分について、1件、2筆、面積合計が3, 962㎡となっております。

次に、一括方式の新規、賃借権分について、議案書11ページ、面積合計が2, 404㎡となっております。

次に、議案書12ページ、13ページ、所有権移転分になります。面積合計が24, 842㎡となっております。

以上、各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

- 議長 ただいま事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、原案のとおり決定いたしました。

- 
- 議長 次に日程第6 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の14ページから15ページのとおり8件の届出がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

---

○議長 次に日程第7 報告第2号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の16ページのとおり1件の届出がございました。

これについては、市街化区域内の農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

○議長 次に、日程第8 報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いいたします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の17ページのとおり3件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号は終わります。

---

○議長 次にその他の件を議題といたします。事務局からその他 事務連絡をお願いいたします。

●事務局 説明 (松本主任)

その他の件について

- 1、「農地利用の最適化推進に関する意見及び令和6年度農業施策並びに予算に関する要望書」の(案)について  
添付の資料を確認をお願いしたい。  
来月の総会后、町へ要望書の提出を行う。

○議長 毎年提出しているが、昨年と大きく変わっているところは？  
何か要望を出して、実現したところは？

(要望内容について意見交換・・・耕作放棄地対策・有害鳥獣対策について)

○議長 どうですか、皆さん、要望の内容については、もう一度確認いただいて、こういうことを要望いたしますので、よろしくをお願いします。

●事務局 説明 (松本主任)

事務連絡について

- 1、全国農業新聞申し込みについて  
10月分申し込み期日 10月13日(金) 11月より購読開始
- 2、のうねん9月号について
- 3、農地バンク活用マニュアルについて

●局長 その他の資料について説明

「農業者年金加入推進について」→加入促進の協力依頼

「全国農業新聞について」→委員全員購読依頼、無理のない範囲での地域の方

に購読のお願い

「慶弔連絡について」→規則、支出基準の改正

○議長 この件についてなにかありますか。

●8番 琴寄 成人 委員

農業者年金についてですが、今から9年位前に、農業委員会として農業者年金の斡旋をしたのだが、その時は農業者比率で全国2位になった。それ以来、話題がなかったが、今回、農業委員会として、担当は農政特別委員会で、年金推進部長は鯉沼委員ですが、女性の農業委員が任命されたので、女性を対象にした年金加入を、委員一人一名でも加入していただくよう取り組んだらいかがでしょうか。

(農業者年金加入について意見交換)

○議長 声掛けを行い、説明を聞いてもらう事が先。JAを借りて説明会を行えば。10月の総会に、該当するような人の名簿を出してもらい、声掛けや説明会のやり方を検討し、実行にうつし、できれば11月頃に説明会を開催できれば、それには農協と打合せもしなければいけません。

そのようなことでよろしいですかね。その時は農政特別委員会と年金推進部長が担当になります。

●5番 鯉沼 玲子 委員

私もまだ、わからないので、事務局と相談させてもらってやらせていただきます。

○議長 進め方については、10月の総会の時に皆さんと協議したいと思います。

---

○議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。他に委員からご発言はありますか。

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第3回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前11時20分閉会】

会 長 大 橋 好 一

3 番 高 橋 宏 治

4 番 刀 川 正 己